

訴 状

平成23年 7月14日

岡山地方裁判所

民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 光 成 卓 明

同 東 隆 司

当 事 者 の 表 示

〒703-8228 岡山市中区乙多見347番地

原 告

特定非営利活動法人

市民オンブズマンおかやま

代表者理事

光 成 卓 明

〒700-0816 岡山市北区富田町1丁目3番15号

グランデール2階（送達場所）

上記訴訟代理人弁護士

光 成 卓 明

TEL 086-224-2809

FAX 086-224-2819

〒700-0817 岡山市北区弓之町17番13号

リヴラン弓之町1階

上記訴訟代理人弁護士

東 隆 司

TEL 086-222-4113

FAX 086-222-4116

〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4番6号

被 告

岡山県知事 石井正弘

不当利得返還請求の訴

訴訟物の価額

算定不能

貼用印紙額

13,000円

請 求 の 趣 旨

1 被告は、別紙「相手方及び請求金額一覧表」の「相手方」欄記載の各相手

方に対し、それぞれ、別紙「相手方及び請求金額一覧表」の「請求金額」欄記載の各金員と、これに対する平成 22 年 5 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を、岡山県に対して支払うよう請求せよ。

2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請 求 の 原 因

I 当事者等

原告は岡山市に所在する特定非営利活動法人である。

別紙「相手方及び請求金額一覧表」の「相手方」欄記載の各相手方は、いずれも、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間、岡山県議会議員であった者である。

II 岡山県議会政務調査費の支出根拠等

1 岡山県議会の政務調査費の趣旨と支出が認められる範囲

i 岡山県議会の政務調査費は、地方自治法第 100 条第 14、15 項、及びこれに基づき制定された「岡山県議会の政務調査費の交付に関する条例」（以下「条例」という）に基づいて各県議会議員に交付される。

ii 地方自治法第 100 条第 14 項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、政務調査費を交付することができる」と定めている。

iii 条例は、地方自治法の上記条項に基づき、

ア 第 1 条において、政務調査費が「岡山県議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」として交付されるものであること、

イ 第 7 条において、「議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない」こと、及び、「調査研究費」「研修費」「会議費」「資料作成費」「資料購入費」「広報費」「事務所費」「事務費」「人件費」の 9 種類の使途費目、

ウ 第 10 条において、議員が「その年度において行った政務調査による支出（第 7 条に規定する使途基準に従って行った支出をいう）の総額」を控除して残余がある場合は残余金を県に返還すべきこと、をそれぞれ定めている。

また、条例第 7 条に基づき定められた「岡山県議会の政務調査費の交付

に関する規程」(以下「規程」という)第4条別表(以下「規程別表」という)において、各費目で支出できる経費の種類を定めている。

従って、岡山県議会の政務調査費は、「その年度において」支出された、「岡山県議会の議員の調査研究に資する」ため「必要な」「経費」に限って、支出が認められる。

III 岡山県議会の平成 21 年度政務調査費の交付と精算

- i 岡山県は、前記条例に基づき、平成 21 年度政務調査費として、岡山県議会の各議員に、それぞれ金 420 万円宛の金員を交付した。
- ii 岡山県議会の各議員は、いずれも平成 22 年 4 月 30 日までに、別紙「政務調査費収支一覧表」(以下「収支一覧表」という)「支出金額」欄記載のとおり、平成 21 年度政務調査費の収支報告をし、同「返還金額」欄記載の残余金を岡山県に返還した。
- iii なお、佐藤真治、渡辺吉幸、住吉良久、三原誠介、横田悦子、佐古信五の各議員は、平成 22 年 5 月 1 日から現在までの間に、別紙「収支一覧表」の「追加返還額」欄記載の金員を、追加して岡山県に返還した。

IV 政務調査費の性質と支出の査定

- 1 岡山県議会の政務調査費の趣旨と支出が認められる範囲
 - i 岡山県議会の政務調査費は、実費弁償を原則とする補助金の一種である。

地方自治法第 100 条第 14 項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、政務調査費を交付することができる」と定めている。

条例はこれに基づき、

 - ア 第 1 条で、政務調査費が「岡山県議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」として交付されるものであること、
 - イ 第 7 条において、「議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない」こと、
 - ウ 第 10 条において、議員が「その年度において行った政務調査による支出(第 7 条に規定する使途基準に従って行った支出をいう)の総額」を控除して残余がある場合は残余金を県に返還すべきこと、

をそれぞれ定めるとともに、

 - エ 第 7 条において、「調査研究費」「研修費」「会議費」「資料作成費」「資料購入費」「広報費」「事務所費」「事務費」「人件費」の 9 種類の使

途費目を定め、各費目で支出できる経費の種類を定め、同条に基づき定められた「規程別表」において、各費目で支出できる経費の種類を定め、
オ 平成 21 年 3 月に行われた条例の改正により、1 万円を超える政務調査費の支出については、政務調査費の収支報告書に添付して領収書等の証拠書類を提出すべきものとされた（条例第 8 条第 3 項）。

- ii 従って、岡山県議会の政務調査費（平成 21 年度分）は、
 - ア 「その年度において」支出された、「市政の調査研究に資する」ため「必要な」「経費」に限り、
 - イ 県議会議員の活動は、政務調査費との関係では概念上、「政治活動」と「私的活動」に区分することができ、そのうち「政治活動」は「政務調査活動」と「政務調査以外の政治活動」に区分することができる。これらの活動のうちの「政務調査活動」にかかる、「規程別表」に定める使途基準に該当するものについてのみ、
 - ウ 「政務調査活動」「政務調査以外の政治活動」「私的活動」のいずれに用いられたか判別できないものについては、合理的な按分によってのみ、
 - エ 1 万円を超える政務調査費の支出については、「領収書等の証拠書類」の添付されたものについてのみ、支出が許されるものである。

2 県議会議員の政治活動と按分支出

県議会議員の活動は、政務調査費との関係では概念上、「政治活動」と「私的活動」に区分することができ、そのうち「政治活動」は「政務調査活動」と「政務調査以外の政治活動」に区分することができる。これらの活動のうちの「政務調査活動」にかかる、条例別表に定める使途基準に該当するものについてのみ、政務調査費から支出することが許される。

しかしながら、議員の活動、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在していて区分できない場合が多いと考えられる。例えば「県政報告」には一般に、県政についての広報・広聴の要素があると同時に、議員の後援会活動、選挙準備活動の要素もある。

政務調査費は一種の補助金なので、政務調査のためにだけ支出することが許される。従って、種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできない。種々の要素が混在する活動の場合には、一定割合で按分して支出することだけが許される。（原告がこれまでに接した地方議員・会派の中には、「政治活動のうち、『純粋な選挙活動』『純粋な政党活動』『純粋な後援会活動』等を除いた残りは全部『政務調査』であり、政務調査費を全額支出できる」と主張する者があるが、この主張は誤りである。）

従って、個々の議員の一つ一つの活動について「政務調査」と「それ以外の政治活動」の割合を定めることは困難であることを勘案し、

- i 当該支出にかかる活動の全体が、議員の「政務調査活動」にかかる支出（「県政の調査研究に資するために必要な経費」）として適切と判断されるものは、全額支出が許容され、
 - ii 当該支出にかかる活動の全体が、「私的活動」または「政務調査以外の政治活動」にかかる支出と判断されるものは、全額支出が許容されず、
 - iii 当該支出にかかる活動の全体が、i、ii のいずれかと断定できない支出のうち、具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で認め、それ以外のものについては按分率 50%で支出が許容される、
- ものである。

3 その他の一般的支出基準

次の各項の1つに該当する支出は、経費の種類を問わず、適法と認められず、支出が許容されない。

- i 違う年度にした支出。
- ii 1万円を超える政務調査費の支出であって領収書がないもの。
- iii 領収書に月日、もしくは年の記載がなく、推定もできないもの。
- iv 領収書記載の領収日付が実際の支払日と違うもの。
- v 領収書に品目の記載が無いか、不十分で、推定もできないもの。
- vi 領収書と添付されている成果物とが一致しないもの。
- vii 領収書と報告内容との間に食い違いがあるもの。
- viii 領収書の記載が真実と異なると判断されるもの。
- ix 領収書の品目に認められるものと認められないものが混在し、内訳が不明なもの。
- ix 領収書の発行者が不明なもの。
- x 議員本人、これと住所を同じくする個人または法人、もしくはそれらと実質的に同視しうる個人または法人に対する支出。
- xi 実費以外のもの。

但し、

ア 平成 21 年度分会派会費の精算のために平成 22 年 4 月になされた会派会費の支出については、4 月以降に支出をするべきやむをえない事由があるものと判断して、上記一般的基準 i の例外として、会派支出についての査定按分率による支出が許容される。

イ 領収書を欠き会派または議員個人の支払証明書で代用している支出の

うち、現実に支出がなされたことが他の資料により推定できるものについては、初年度ということを考慮して、平成 21 年度に限り代用が許容される。

V 平成 21 年度の政務調査費の査定の結果

以下、上記の判断にかかる費目別の一般的認定根拠を述べる。

IV 記載の一般基準に基づき、岡山県議会の各議員が平成 21 年度の政務調査費から支出したとして収支報告書に記載した 1 万円超の支出について、開示された領収書類に基づいて、政務調査費からの支出が認められるかどうかについて個別に査定した結果は、別紙「査定表」のとおりである。

以下、上記の判断にかかる費目別の一般的認定根拠を述べる。

1 調査研究費

調査研究費は、「議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究ならびに調査委託に要する経費（調査委託料、交通費、宿泊費等）」（規程別表）である。平成 21 年度においてなされた 1 万円を超える支出は、大別すると、①会派会費、②旅費宿泊費、③レンタカーリース代、④自動車燃料代、⑤調査及び補助業務委託費、⑥アンケート等作成費・送料、⑦大学院授業料、⑧ハガキ購入費、⑨コピー機リース料、⑩インターネット通信購読料、である。

「調査研究」が政務調査として適切であるためには、「岡山県議会の議員の調査研究に資するため必要な経費」という政務調査費の趣旨に照らして、「調査研究」の目的がこの趣旨にかなっていて、かつその費用が目的、効果との関係で著しく高額ではないことが必要である。

i 会派会費

議員が所属する会派が、議員の政務調査費を財源として行う支出については、これを議員自身が行う支出と同一の基準によって査定し、政務調査費から支出することが適法と認められるものと認められないものとに区分すべきである。議員個人が政務調査費の支出として会派に支払う共通経費は、会派の支出が適法と認められる範囲でのみ適法と認められる。

会派の支出に適法なものと適法でないものが混在する場合には、議員個人の会派に対する支出は、会派の支出のうち政務調査費の支出として適法なものの割合により按分して適法と認められ、それを超える部分は適法と認められない。

従って、会派がした支出の使途が領収書類等により明らかにされない場合、議員が会派に対し共通経費として支払った支出は、その現実の使途が

不明であるから、適法な政務調査費の支出と認められない。

ii 旅費宿泊費

「調査研究」にかかる旅費宿泊費については、①当該旅行にかかる「調査研究」そのものが「政務調査」として適切かどうか、②旅行費用が調査の目的・効果と対比して適切かどうか、③個別の費用が「政務調査」目的と考えられるか、が問題である。

上記の判定の結果、旅行全体が政務調査として適切な「調査研究」であると判断されるものについては、旅費宿泊費は全額認められる。逆に、全部が政務調査として適切でないと判断されるものは認められない。政務調査と他の活動が混在すると認められるものは按分率 50%で按分すべきである。

具体的には、

ア 調査研究の目的が記載されていないものは認められない。

イ 調査研究の目的の記載が抽象的なもの、事実と認められないもの、信憑性がないものは、認められない。

ウ 外国への「親善・友好訪問」の費用は、現実に支出されているものの限りでは、記載されている目的が抽象的で、旅程・訪問先・具体的目的が不明なので認められない。

エ 適切と認められる実費と比較して明らかに多額のものについては、多すぎる部分は認められない。

オ 領収書類が添付されておらず、会派や議員個人の支払証明書が代用されている支出は、①当該旅行を行ったことが他の資料により確認できるか、②領収書類を取得できない特段の理由が認められない限り、認められない。(この点につき、研修旅費及び会議旅費も同じ。)

iii レンタカーリース代

調査研究に用いられたレンタカー代は、現実に支出されているものの限りでは、記載されている目的が抽象的で、旅程・訪問先・具体的目的が不明なので認められない。

iv 自動車燃料代

原則として按分率 50%で按分すべきである。自家用車を走らせるのには、政務調査目的のほかに、「政務調査以外の政治活動目的」及び「私的活動目的」のものがあることが明らかだが、これらを区別してそれぞれの割合を明らかにすることは困難なので、50%が政務調査目的と推定する。

プリペイドカードの購入費は認められない。プリペイドカードは、自動車燃料以外の燃料を購入できるし、家族の自動車にも給油できるからである。

給油所の領収書が月・年単位で発行されているものも、同様の理由で認められない。

v 調査及び補助業務委託費

「調査研究」及びその補助業務の委託費用については、①当該「調査研究」そのものが「政務調査」として適切かどうか、②委託先が当該「調査研究」の実施者として適切かどうか、③委託費用の額が調査の目的・効果と対比して適切かどうか、が問題である。これらが適切であれば委託費の支出は政務調査費の支出として適法と認められ、不適切であれば適法と認められない。

上記の判断をするには、①具体的な委託業務内容がどのようなものか、②当該委託に基づき行われた業務がどのようなものか、③当該委託を受けたのが誰か、が判明することが必要である。

従って、上記のことを具体的に判断するに足る資料（領収書のみならず、上記判断を可能とする調査報告書等の資料を含む）が添付されていない場合、委託費用の支出は適法と認められない。

vi アンケート等作成費・送料

アンケートに関する費用の支出については、当該アンケートの内容及び範囲が「政務調査」として適切かどうか、が問題である。これらが適切であれば委託費の支出は政務調査費の支出として適法と認められ、不適切であれば適法と認められない。

上記の判断をするには、当該アンケートの具体的内容及び実施範囲が判明することが必要なので、これらを具体的に判断するに足る資料（領収書のみならず、上記判断を可能とする資料を含む）が添付されていない場合、アンケート関係費用の支出は適法と認められない。

vii 大学院授業料

大学院における授業を受けることは、基本的に当該個人の資質の向上及び資格の取得を目的とする行為である。従って、大学院授業料は、原則として政務調査費として認められない。

viii ハガキ購入費

ハガキの購入代金を「調査研究」の費用と認めるためには、ハガキが具体的かつ適切な調査研究目的に使用されたことが判明しなければならない。これらの事実が認められればハガキ購入費の支出は政務調査費の支出として適法と認められ、認められなければ適法と認められない。

上記の判断をするには、購入にかかるハガキがどのような調査研究目的にどのように使用されたかが判明することが必要なので、これらを具体的に判断するに足る資料（領収書のみならず、ハガキの印刷物の写しなど）

が添付されていない場合、ハガキ購入費用の支出は適法と認められない。

ix その他

コピー機リース料については「事務費」、インターネット通信購読料については「資料購入費」の項目で一括して述べる。

2 研修費

研修費は、「団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費（会費、交通費、宿泊費等）」（規程別表）である。平成 21 年度においてなされた 1 万円を超える支出は、大別すると、①研修参加料、②旅費宿泊費、③団体会費、である。

この費目については、①当該「研修」等が政務調査として適切かどうか、②研修費用の金額が適切かどうか、③飲食を伴っているかどうか、が問題である。

研修などが政務調査として適切であるためには、「県政の調査研究に資するために必要な経費」という政務調査費の趣旨に照らして、研修などの目的がこの趣旨にかなっていて、かつその費用が目的、効果との関係で著しく高額ではないことが必要である。

i 研修などの参加費・受講料・資料費

ア その研修などが政務調査として適切と判断される場合には、会合の参加費、受講料、資料費の全額が適切と認められる。

イ 研修の名や実質的内容、開催団体の名や実質が不明なものは認められない。

ウ 飲食を伴う研修の費用、及び懇親会費は認められない。飲食を伴う会議、研修などの費用は政務調査費から支弁することに根本的になじまないし、懇親会は参加者の懇親のために行われる飲食の会であり、研修に必要とは認められない。

飲食を伴う、もしくはそれと推定されるものは、飲食費部分が特定できるものはその部分を否認し、特定できないものは全部を否認する。

エ 参加費等を事前に払い込みしている場合、キャンセルが可能な研修については、当日の参加を証する資料（レジュメ、報告書など）がなければ認められない。

オ 他の政治活動の目的が混在するもので、按分がなされていないものは、原則として按分率 50% で按分すべきである。

ii 旅費宿泊費

「研修」にかかる旅費宿泊費については、①当該旅行にかかる「研修」そのものが「政務調査」として適切かどうか、②旅行費用が研修の目的・

効果と対比して適切かどうか、③個別の費用が「研修」目的と考えられるか、が問題である。

上記の判定の結果、旅行全体が政務調査として適切な「研修」であると判断されるものについては、旅費宿泊費は全額認められる。逆に、全部が研修として適切でないと判断されるものは認められない。政務調査と他の活動が混在すると認められるものは按分率 50% で按分すべきである。

具体的には、

ア 研修等の目的が記載されていないものは認められない。

イ 研修等の目的の記載が抽象的なもの、事実と認められないもの、信憑性がないものは、認められない。

ウ 適切と認められる実費と比較して明らかに多額のものについては、多すぎる部分は認められない。

iii 団体会費

団体会費は団体に所属するための費用である。団体に所属することは、本人の政治的・社会的信条または私的関心によるものと考えられ、県政に関する研修とは考えられないので、団体会費は政務調査の費用とは認められない。但し、当該団体が催す研修会などの会費は、i の基準に従って認められる。

3 会議費

会議費は、「議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を吸収するための各種会議に要する経費（会場借上料、機材借上料、資料印刷費等）」である（規程別表）。平成 21 年度においてなされた 1 万円を超える支出は、大別すると、①会場使用料、②講師謝礼等、③旅費宿泊費、④印刷費、⑤茶菓飲料代、である。

i 会場使用料

ア その会議などが政務調査として適切と判断される場合には、会場費の全額が適切なものと認められる。

イ 以下のものは認められない。

① 会場名が不明なもの。

② 会合の目的が不明なもの。

③ 過度に高額なもの。

④ 飲食を伴う研修にかかるもの。

ウ 会合そのものに政務調査と他の目的が混在していると判断される場合には、原則として按分率 50% で按分する。

エ 講演の受講者が議員だけでない場合（及びそれと推定される場合）に

は、受講者のうちの議員の割合（推定を含む）により按分する。

講演の看板、垂れ幕等に要する費用は、政務調査としての講演の目的を超えるものなので、認められない。

ii 講師謝礼等

講演の趣旨が政務調査として適切と考えられる場合には、全額認められる。講演内容が不明のものは認められない。

講演の受講者が議員だけでない場合（及びそれと推定される場合）には、受講者のうちの議員の割合（推定を含む）により按分する。

iii 旅費宿泊費

「会議」にかかる旅費宿泊費については、①当該旅行にかかる「会議」そのものが「政務調査」として適切かどうか、②旅行費用の支出が研修の目的・効果と対比して適切かどうか、③個別の費用が「会議」目的と考えられるか、が問題である。

上記の判定の結果、旅行全体が政務調査として適切な「会議」であると判断されるものについては、旅費宿泊費は全額認められる。逆に、全部が会議として適切でないと判断されるものは認められない。政務調査と他の活動が混在すると認められるものは按分率 50% で按分すべきである。

具体的には、

ア 会議等の目的が記載されていないものは認められない。

イ 会議等の目的の記載が抽象的なもの、事実と認められないもの、信憑性がないものは、認められない。

ウ 適切と認められる実費と比較して明らかに多額のものについては、多すぎる部分は認められない。

iv 印刷費

会議資料の印刷費は、当該会議の資料とされたことが確認できることを前提に、当該会議が政務調査として適切と認められる度合いに応じて（会議全体が政務調査と認められるものについては全額、他の目的が混在するものについては原則として按分率 50% で）認められる。

当該会議の資料とされたことが、印刷物の写し等により確認できないものは、認められない。

v 茶菓・飲料代

会議の茶菓代は、過度に高額でない限り、当該会議が政務調査として適切と認められる度合いに応じて（会議全体が政務調査と認められるものについては全額、他の目的が混在するものについては原則として按分率 50% で）認められる。

高級菓子店や不相当に高額な（1 個 100 円、合計 5000 円を超える）も

のは認められない。

4 資料作成費

資料作成費は、「議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費（印刷製本費、原稿料等）」（規程別表）である。平成 21 年度においてなされた 1 万円を超える支出は、大別すると、①広報紙作成費、②議会質問用パネル作成費、である。

政務「調査」の経費と考えられるものは全額認められる。政務調査以外の政治活動と考えられるものは認められない。区別が困難なものは按分率 50% で按分すべきである。

- i 広報紙作成費は、「広報費」の項目で一括して述べる。
- ii 議会質問用パネル作成費は認められない。パネル作成は「調査」の目的で行われるのではなく、議員のパフォーマンスの向上の目的で行われるものだからである。

5 資料購入費

資料購入費は、「議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費」（規程別表）である。平成 21 年度においてなされた 1 万円を超える支出は、大別すると、①書籍購入費、②新聞・雑誌購読料、である。

この費目については、議員が購入している書籍、新聞、雑誌のそれぞれが、「調査研究活動のために必要な図書、資料等」にあたるかどうかの問題である。インターネット通信購読料は、書籍・雑誌購入費に準じて判断する。

i 書籍購入費

県政に関する調査研究に必要な専門的知識を得るため有益と考えられるものは認められる。

ア 上記に該当しないと考えられる一般図書（地図、時刻表、辞書、ネットオークションガイド、ダイエット本、料理書など）は認められない。

イ 書籍名の記載されていない支出は認められない。

ウ 専ら個人の趣味的関心に属すると認められるもの（古文書、趣味本など）は認められない。

エ 選挙ノウハウを入手する目的と考えられるものは認められない。

オ 式辞事例集は認められない。（県政の調査研究に資するものとは認められない。）

カ 同一の書籍の複数冊購入の場合、1 冊を超える部分は認められない。

キ 住宅地図は認められない。住宅地図の主たる用途は戸別訪問にあり、選挙対策その他の「政務調査以外の政治活動」の用に供することが主な

目的と判断される。

ii 新聞・雑誌購読料

ア 一般的商業紙

会派控室用の一般商業紙は按分率 50% で按分すべきである。

自宅用、事務所用のものは認められない。(一般に、新聞は議員でなくてもふつう購読する。)

イ 業界紙・情報紙

県政に関する調査研究に必要な専門的知識を得るため有益と判断されるものは認められる。それ以外のもの(地方自治体が購入する際に＜需要費＞ではなく＜交際費＞から支出する種類のもの)は認められない。

ウ 運動誌、政党誌、団体誌

議員自身が所属し、または支援を受ける政党・団体等の発行する新聞等の購入費用は認められない。運動、政党、団体への関与は、議員個人の政治的社会的信条または私的関心に基づくもので、政務調査とは認められない。

なお、議員の「反対党」と認められる団体の機関誌などの購入費用は「反対派の政策の研究」として認めるが、「赤旗日曜版」「聖教新聞」は一般紙と変わらないので「反対派」の購入でも認められない。

エ 雑誌

県政に関する調査研究に必要な専門的知識を得るため有益と考えられるものは認められる。一般的な商業週刊誌は、特に県政の調査研究に資する記事が掲載されていることが明らかでない限り、認められない。

6 広報費

広報費は、「議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費(広報紙、報告書等印刷費、送料、交通費等)」(規程別表)である。

平成21年度においてなされた1万円を超える支出は、大別すると、①広報紙等作成費用、②同配布費用、③HP作成・維持費用、④切手・ハガキ購入費用、⑤茶菓代、⑥カメラ購入費用、⑦「糊カートリッジ」購入費用、⑧メガホン購入費用、である。

県政報告などの経費は、本来、①「政務調査活動」すなわち「住民の意見を議会活動に反映させることを目的とする部分」と、②「政務調査以外の政治活動」すなわち上記以外の部分とを区別して、①の部分の経費だけを政務調査費から支出することを認めるべきである。しかし現実には、①②の両部分は県政報告中で混在していて、その割合を定めることは困難である。

そこで、県政報告などの経費については、①原則として按分率 50% で按分

すべきであり、②例外的にイ「全部が政務調査と考えられるもの」は全額認められ、ロ「全部が政務調査ではないと考えられるもの」は認められない。

i 広報紙等作成費用

原則として按分率 50% で按分すべきである。

広報紙の「企画・デザイン費」も原則として按分率 50% で按分する。但し、印刷物等との関連が推定できない企画・デザイン費（印刷費の支出を伴わないものなど）は認められない。

封筒等印刷費は、

ア 目的が明示され、または他の費用の支出状況から推定できる（県政報告の印刷費、郵送代など）ものは、使用目的に応じて、全額または按分して認める。

イ 品名不明の印刷費・郵送代、その他の目的の推定が困難なものは、原則として県政調査報告の送料と推定し、按分率 50% で按分する。

ii 広報紙配布費用

i に準じ、原則として按分率 50% で按分する。但し、「送付用切手」の大量購入には問題があるので、項を改めて述べる。

iii HP 作成・維持費用

i に準じ、原則として按分率 50% で按分する。

iv 切手・ハガキ購入費用

使用目的が明示され、あるいは他の費用（県政報告の印刷費等）の支出状況から推定できる（県政報告の郵送代など）切手・ハガキ購入費は、当該使用目的に応じて、全額または按分して認められる。

ア 県政報告郵送用の切手代（もしくは料金別納郵送代）は按分率 50% で按分する。

イ ハガキの 100 枚以上の一括購入で政務調査目的との関連性が不明なものは認められない。ハガキは暑中見舞ハガキや年賀ハガキと交換できるので、流用が容易であるうえ、記載できる字数が少なく政務調査としての広報には本来不向きなはずだからである。

但し、県政報告用ハガキの購入費用で、当該県政報告の実物が資料として添付されている場合はこの限りでない。

ウ 50 円切手の一括購入は、私製ハガキ用のものと推定されるので、具体的用途が明示されない限り、認められない。

エ 暑中見舞ハガキ、年賀ハガキ、私製ハガキ、絵ハガキの購入は認められない。

オ 80 円切手の大量購入（30 日以内に 400 枚以上の購入）は、

① 使途が明示されず推定もできないものは認められない。

- ② 県政報告用と記載されていても、対応する印刷費等の支出がないものは認められない。

切手はいつでも使うことができるので、当面使わない切手を購入しておいて翌年度以降に使うことができ、これを認めれば当年度の経費の支弁に限定されている政務調査費を翌年度に繰り越すことを認めることになる。また切手は金券業者で容易に換金することができるので、その大量購入は実質上、目的の明示されない現金交付と同じことになる。またそもそも県政報告を郵送する場合、料金別納郵便を利用すれば、大幅に手数を節約できるし、配達先がまとまっていれば割引を受けることができる。それなのにわざわざ郵送用の切手を大量に買うこと自体不合理であり、よからぬ魂胆があると考えざるをえない。

- カ 少額（イ、ウ、オに達しない数量）の切手・ハガキ購入は、事務連絡用のものと推定し、按分率 50%で按分する。
- v 茶菓購入費は、3 項（会議費）に準じる。
- vi カメラ購入費、「糊カートリッジ購入費」は、8 項（事務費）に準じ、按分率 50%で按分する。
- vii メガホン購入費は、街頭での広報手段と解し、按分率 50%で按分する。

7 事務所費

事務所費は、「議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の借上料、管理運営費等）」（規程別表）である。平成 21 年度においてなされた 1 万円を超える支出は、大別すると、①事務所（駐車場含む）賃料、②事務所光熱水費、である。

この費目については、①事務所がどの程度「政務調査活動」に用いられ、どの程度「それ以外の政治活動」に用いられているのか、が問題になる。両者を区別して割合を定めることは困難なので、原則として按分率 50%で按分すべきである。②また、自己・家族またはこれと同視できる者に対する支払であるかどうかは問題である。

i 事務所賃料

原則として按分率 50%で按分する。但し、

- ア 物件が特定できないものは認められない。賃料額が適切かどうか判定できないからである。
- イ 「議員本人、これと住所を同じくする個人または法人、もしくはそれらと実質的に同視しうる個人または法人」に対する支出は認められない。
- ウ 支出先を特定できないものは認められない。イに該当する者かどうか判定できないからである。

ii 事務所用光熱水費

原則として按分率 50% で按分する。

水質改良機器、及び異常に高額な特殊水・飲料等の購入費は認められない。

8 事務費

事務費は、「議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費（事務用品・備品購入費、通信費等）」（規程別表）である。平成 21 年度においてなされた 1 万円を超える支出は、大別すると、①事務機器・備品購入費用、②同リース費用、③同維持保守費用、④電話・FAX・ネット接続料金、⑤事務用消耗品費、⑥広報紙・封筒等印刷費、⑦同郵送料、⑧切手・ハガキ購入費用、⑨インターネット接続管理費用、⑩パソコン設定費用、である。

この費目については、個々の事務費が「政務調査活動」にかかる経費か、「それ以外の政治活動」にかかる経費か、が問題になる。

両者を区別して割合を定めることは困難なので、原則として按分率 50% で按分すべきである。例外的に①「全部が政務調査と判断されるもの」は全額認められる。②「全部が政務調査ではないと判断されるもの」は認められない。

i 事務機器・備品購入費用

ア 原則として按分率 50% で按分する。

イ パソコン・ノートパソコン、プリンタ、パソコンソフト等の購入費、パソコン類のバージョンアップ・修理費用は、1 人 1 任期 1 回に限る。

ウ デジタルカメラ、シュレッター、事務用耐久消費財等、耐用年数が長い物品については、品ごとの耐用年数に応じて限度を定める。

ii リース料（コピー機・印刷機等）

按分率 50% で按分する。

iii コピー機等維持保守費用

按分率 50% で按分する。

iv 電話・FAX・ネット接続料金、インターネット接続管理費用

会派控室、事務所（事務所の固定電話については 2 台まで）については按分率 50% で按分する。

自宅の固定電話、携帯電話については按分率 3 分の 1（私用、政務調査活動、それ以外の政治活動各 3 分の 1 の負担率と推定する）で按分する。

自宅の 2 台目以降の電話の料金は認められない。

v 事務用消耗品費（紙、封筒、インク、コピー用紙、ラベル等）

按分率 50% で按分する。

vi パソコン設定費用

パソコン本体の購入または移転と同時に行われる場合、1人1任期1回に限り、按分率50%で認める。

vii その他

ア 広報紙・封筒等印刷費、同郵送料、切手・ハガキ購入費用は6項（広報費）に準じる。

イ 名刺印刷費、印鑑作成費、クリーニング代、ティッシュペーパー等の日用品費は認められない。

9 人件費

人件費は、「議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費」（規程別表）である。平成21年度においてなされた1万円を超える支出は、職員及びアルバイト職員に対する賃金給与、及びそれにかかる労働保険料である。

この費目については、個々の職員の業務が「政務調査活動」か「それ以外の政治活動」かが問題になる。

- i 職員ごとにその業務を「政務調査活動」と「それ以外の政治活動」に区分して割合を定めることは困難なので、原則として按分率50%で按分する。例外的に、①「資料に基づき、全部が政務調査と判断されるもの」は全額認められる。②「資料に基づき、全部が政務調査ではないと考えられるもの」は認められない。
- ii 「議員本人と住所を同じくする者、もしくはそれらと実質的に同視しうる者」に対する支出は認められない。
- iii 住所氏名を特定できない者に対する支出は認められない。iiに該当するかどうかは判定できないからである。
- iv 労働保険料のうち、本人からの雇用保険料預かり金部分を含め計上しているものは、その限度で否認する。本人からの預かり金は、議員の「支出」ではないので、これについて政務調査費からの支出を認めると二重取得になるからである。

VI 岡山県議会の平成21年度政務調査費の支出と不当利得

- 1 以上の結果、各議員が平成21年度の政務調査費として支出した金額（1万円を超えるもの）のうち、別紙「査定表」で是認されるものとした以外の支出は、条例第7条に違反しているので、別紙「相手方及び請求金額一覧表」の「相手方」欄記載の各議員にかかる、同「請求金額」欄記載の各金額の支出は違法である。

2 条例第7条は、「議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない」と定め、同第10条は、「知事は、議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、議員がその年度において行った政務調査による支出（第7条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる」と定めている。

この知事の返還請求権の法的性格は、不当利得返還請求権であり、＜当該議員がその年度において行った政務調査による支出（条例第7条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある＞ことを要件として返還請求権が当然に発生し、知事が正当な理由なく請求権を行使しないことは違法に財産の管理を怠る事実該当することになる。

3 しかるに、1記載の違法支出金額は条例第7条に規定する使途基準に従ってなされた支出ではないので、その全額が条例第10条にいう「残余」にあたる。

4 よって、岡山県知事が別紙「相手方及び請求金額一覧表」の「相手方」欄記載の各議員に対して、前記の政務調査費の残余金の返還を請求しないことは、財産の管理を違法に怠る事実該当する。

5 住民監査請求とその棄却決定

- i 原告は、平成23年4月22日、本件政務調査費残余金につき、岡山県監査委員に対し、返還請求を求める住民監査請求をした（甲第1、2号証）。
- ii 岡山県監査委員は、平成23年6月20日、上記監査請求を一部棄却し、その通知は同日ころ原告に到達した（甲第3号証）。なお、監査委員が返還を勧告した金額については、原告には未だ返還されたとの通知がない。

9 結語

よって、地方自治法第242条の2の規定に基づき、請求の趣旨記載のとおり判決を求めて、住民訴訟に及ぶ。

証 拠 方 法

- 1 甲第1号証 岡山県職員措置請求書
- 2 甲第2号証 岡山県職員措置請求補正書

3 甲第3号証 岡山県職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

添 付 書 類

1	資格証明書	1	通
2	委任状	1	通
3	証拠書類各写	各 1	通

相手方及び請求金額一覧表

平成21年度岡山県議会政務調査費
(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

【自由民主党岡山県議団】

相手方	請求金額(円)
戸室敦雄	2,009,600
千田博道	1,672,444
三村峰夫	1,697,255
天野学	1,083,000
古山泰生	1,930,690
小田春人	2,852,980
岡崎豊	3,084,150
河本勉	360,000
小野泰弘	360,000
内山登	2,094,716
渡辺英気	1,155,472
小田圭一	1,581,215
伊藤文夫	2,597,565
井元乾一郎	1,430,000
池田道孝	1,174,411
佐藤真治	605,000
蓮岡靖之	2,868,551
高橋戒隆	3,500,401
久徳大輔	772,879
波多洋治	2,681,467
西岡聖貴	1,570,865
神宝謙一	3,349,645
蜂谷弘美	2,358,000
遠藤康洋	3,493,557
加藤浩久	2,425,813
小倉弘行	2,341,130
浅野寛	1,574,337
岡本泰介	2,424,998
渡辺吉幸	3,184,819
小林健伸	2,995,475
池本敏朗	3,863,312
谷口圭三	2,473,741
太田正孝	1,881,722
青野高陽	2,818,033
江本公一	2,388,694
中塚周一	1,804,529
合計	76,460,466

【民主・県民クラブ】

相手方	請求金額(円)
鈴木一茂	133,061
住吉良久	551,792
長瀬泰志	1,143,927
三原誠介	677,027
横田えつこ	1,064,033
岡田幹司	404,461
高原俊彦	133,061
一井暁子	1,774,886
合計	5,882,248

【公明党岡山県議団】

相手方	請求金額(円)
高橋英士	281,283
景山貢明	1,041,956
山田総一郎	234,033
吉田政司	276,099
増川英一	220,692
合計	2,054,063

【日本共産党岡山県議会議員団】

相手方	請求金額(円)
武田英夫	719,989
赤坂てる子	1,086,572
森脇久紀	695,313
合計	2,501,874

【無所属】

相手方	請求金額(円)
佐古信五	3,735,257
福田通雅	3,532,988
総計	94,166,896

政務調査費収支一覧表

平成21年度岡山県議会政務調査費
(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

【自由民主党岡山県議団】

相手方	支出金額(円)	返還金額(円)	追加返還額(円)
戸室敦雄	3,985,500	214,500	0
千田博道	4,154,335	45,665	0
三村峰夫	2,356,541	1,843,459	0
天野学	3,058,294	1,141,706	0
古山泰生	3,688,942	511,058	0
小田春人	4,200,000	0	0
岡崎豊	3,890,019	309,981	0
河本勉	795,260	3,404,740	0
小野泰弘	3,297,002	902,998	0
内山登	3,344,776	855,224	0
渡辺英気	4,200,000	0	0
小田圭一	4,195,981	4,019	0
伊藤文夫	4,067,116	132,884	0
井元乾一郎	2,495,213	1,704,787	0
池田道孝	1,746,504	2,453,496	0
佐藤真治	3,593,623	606,377	48,800
蓮岡靖之	4,200,000	0	0
高橋戒隆	3,870,554	329,446	0
久徳大輔	4,199,916	84	0
波多洋治	4,200,000	0	0
西岡聖貴	2,969,749	1,230,251	0
神宝謙一	4,200,000	0	0
蜂谷弘美	4,153,448	46,552	0
遠藤康洋	4,163,902	36,098	0
加藤浩久	2,878,496	1,321,504	0
小倉弘行	4,200,000	0	0
浅野寛	2,513,812	1,686,188	0
岡本泰介	4,200,000	0	0
渡辺吉幸	4,200,000	0	15,000
小林健伸	4,200,000	0	0
池本敏朗	4,200,000	0	0
谷口圭三	4,200,000	0	0
太田正孝	4,200,000	0	0
青野高陽	4,200,000	0	0
江本公一	4,200,000	0	0
中塚周一	3,890,210	309,790	0
合計	132,109,193	19,090,807	63,800

【民主・県民クラブ】

相手方	支出金額(円)	返還金額(円)	追加返還額(円)
鈴木一茂	1,719,734	2,480,266	0
住吉良久	2,805,078	1,394,922	12,500
長瀬泰志	2,655,051	1,544,949	0
三原誠介	3,705,562	494,438	30,000
横田えつこ	4,200,000	0	3,882
岡田幹司	2,893,519	1,306,481	0
高原俊彦	444,097	3,755,903	0
一井暁子	4,200,000	0	0
木下素典	0	4,200,000	0
合計	22,623,041	15,176,959	46,382

【公明党岡山県議団】

相手方	支出金額(円)	返還金額(円)	追加返還額(円)
高橋英士	1,916,252	2,283,748	0
景山貢明	3,456,297	743,703	0
山田総一郎	1,980,195	2,219,805	0
吉田政司	1,788,416	2,411,584	0
増川英一	2,008,734	2,191,266	0
合計	11,149,894	9,850,106	0

【日本共産党岡山県議会議員団】

相手方	支出金額(円)	返還金額(円)	追加返還額(円)
武田英夫	3,155,875	1,044,125	0
赤坂てる子	3,535,927	664,073	0
森脇久紀	2,933,477	1,266,523	0
合計	9,625,279	2,974,721	0

【無所属】

相手方	支出金額(円)	返還金額(円)	追加返還額(円)
佐古信五	4,200,000	0	21,977
福田通雅	3,938,246	261,754	0
総計	183,645,653	47,354,347	132,159